

窓口での手続きにICTを活用して 便利な窓口サービスを提供します

～「窓口のスマート化」を実施～

問市民課 ☎・☎(582)1122 FAX(583)9737

転入届・転居届・転出届について

「待たない」「書かない」「行かない」をキーワードに“人”と“ICT”が融合した「窓口のスマート化」を推進するため、新庁舎での本格運用に先駆けて、この2月から現庁舎において市民課窓口での住所変更届(転入届・転居届・転出届)の手続きに「住民異動受付窓口支援システム」を導入しました。このシステムは、転出証明書のOCR処理などを利用し、届出内容を聞き取りしながら住民異動届を作成するものです。届書作成の手書きで記入する負担をなくし、電子サインをするだけで手続きが可能となります。

なお、支所での住民異動届の受け付け方法は、従来と変更ありません。

これまでの転入届

住民異動届に氏名、生年月日、住所など、多くの項目を手書きで記入する必要がありました。

システムでの転入届

添付する転出証明書に記載された氏名、生年月日、住所などの文字を電子テキスト化する装置「OCR」(*)で読み取る。

職員が聞き取りした内容をシステムへ入力。

完成した住民異動届を表示したタブレットに「電子ペンでサイン」して届出が完了(手書きの負担を軽減)。

※OCR：手書きや印刷の文字をスキャンなどで読み取り、データ化する技術

転出届はマイナンバーカードを活用してオンラインで提出可能

マイナンバーカードを活用して、マイナポータルを通じてオンラインでの転出届の提出が可能になりました。自分の引っ越しだけでなく、同一世帯員の引っ越しでも利用できます。

このサービスを利用する人は、転出にあたり原則市役所へお越しいただく必要はありません。ただし、転出届の提出をした後は、転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きをしてください。

☑️電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちで、国内での引っ越しをする人



デジタル庁
ホームページ



マイナンバーカードの申請はお済みですか

最大2万円分のポイントがもらえる「マイナポイント第2弾」(新規取得者5,000ポイント、健康保険証の登録7,500ポイント、公金受取口座の登録7,500ポイント)は**2月末まで**にマイナンバーカードを申請した人が対象です。ぜひ、この機会にマイナンバーカードを取得してください。